

身寄りを頼ることができない方に対する支援の レシピ集＜死後事務編＞

豊田市成年後見・法福連携推進協議会
身寄りのない方への支援のあり方検討部会

【 目 次 】

(死後事務編)

1. 日ごろからの準備

- (1) 本人の意向確認 ○人生会議：本人のもしもの時の
希望を書き残す．．．．． P 1
- (2) 緊急連絡先 ○事前の情報収集．．．．． P 2
- (3) 住居に関すること ○身元保証人・緊急連絡先等の確認・ P 3
○精神科病院においては長期にわたる
入院をしている人もいる．．．．． P 4

2. 亡くなるかもしれない

- (1) 支援方針の確認・再調整
○安否確認と本人・支援者間の情報共有
○病院と支援者間での情報共有
○親族との情報共有．．．．． P 5
- (2) 金銭に関すること ○必要な費用について．．．．． P 6

3. 死後に向けた準備

- (1) 関係機関への連絡 ○平日の対応
○休日、夜間時の対応．．．．． P 7
- (2) 金銭に関すること ○支払いに関すること．．．．． P 8

4. 死後事務

- (1) 親族に関すること ○本人及び親族の情報
○親族調査．．．．． P 9
- (2) 死亡届提出、火葬埋葬
○死亡診断書（死後処置）費
○手続き
○火葬
○遺骨・納骨．．．．． P 10
- (3) 住宅に関すること ○家財、その後の家賃について
○（空き家）近隣からの問合せ．．． P 11

部会名簿・作業ワーキング参加機関一覧・・・・・・・・・・	P 12
------------------------------	------

参考になるツール

わたしのノート(スタート編)・・・・・・・・・・	P 13
わたしのノート(スタート編)記入ポイント・・・・・・・・	P 15
エンディングノート わたしのノート・・・・・・・・	P 17
見守り大家さん（公益社団法人愛知共同住宅協会）・・	P 41
遺留金に関する実態調査・・・・・・・・・・	P 43

レシピ内「法の裏付け」の記載について

本部会の熊田均弁護士と杉本みさ紀弁護士による監修の下、レシピ集に記載している対応などに対して、その法律上の根拠や見解を記載しています。

1. 日ごろからの準備

(1) 本人の意向確認

○ 人生会議：本人のもしもの時の希望を書き残す

- ・自分がどうしたいかを周囲の人と話し合う機会を持つことが大切だということを伝えていきましょう。
- ・支援者はわたしのノートやエンディングノート等を活用し本人の希望をあらかじめ聞き取っておけるとよいでしょう。
- ・本人の病気のことや健康のことなど身近な医師・歯科医師に相談できるようにするなどを考えていきましょう。

◎ 参考になるツール

- ・わたしのノート
- ・エンディングノート

前もってやれるとよいと思うこと

- ・もしもの時の希望を書き残す
- ・望む治療を書き残すことで自分の望む医療を受けることができる。本人と話し合い、最後どのような治療を行うか相談する。

1. 日ごろからの準備

(2) 緊急連絡先

○ 事前の情報収集

- ・身寄りを頼ることができない方であっても可能な限り事前の情報収集を行いましょう。
- ・一つの機関での多くの情報を聞き取ることは難しいと考えられます。本人に関わる機関で本人の了解を得ながら情報収集をしましょう。また、本人には連絡先を携帯電話に入れておくことや書き留めておくなどの対策がとれるよう声掛けをしましょう。

◎ 参考になるツール

- ・わたしのノート
- ・エンディングノート

前もってやれるとよいと思うこと

- ・事前に必要な情報を整理しておく
- ・本人以外で入院費や火葬費用等支払いができる人がいるのかを確認しておく。

1. 日ごろからの準備

(3) 住居に関すること

○ 身元保証人・緊急連絡先等の確認

- ・ 大家・賃貸管理組合では、入居時や契約更新時に緊急連絡先等、身元保証人・親族の確認を行っています。本人の了解が得られるときは大家・賃貸管理組合等との連携が図ることができるとよいでしょう。契約内容などの確認を行いましょう。
- ・ 可能な限り関係者で亡くなった際の対応をどうするかについて検討を行いましょう。

今後やれるとよいと思うこと

- ・ 身寄りのない人が急に亡くなったときにも家賃等が支払われるような仕組みがあるとよい

【法の裏付け】

個人情報保護に関する法律

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

事前に本人の了解を得てから情報を集めるようにしましょう。

墓地、埋葬等に関する法律

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

この法律に基づき、自治体は本人の埋葬等に関することを行います。
(本人の自宅のことなどは対応できません。)

1. 日ごろからの準備

(3) 住居に関すること

○ 精神科病院においては長期にわたる入院をしている人もいる

- ・精神科病院等では長期間、入院している方もおられ、金銭管理を病院がせざるを得ない場合があります。身体状況の悪化等、総合病院等への転院が必要になると誰が金銭管理を行うのかという課題が出てきます。
- ・金銭管理の方法について、事前にこうなったときにはどうするなどの病院内で確認しておきましょう。また救急搬送先等の病院とも情報の確認をしましょう。
- ・病院間での連携がスムーズにいくよう緊急連絡先等の情報を更新していきましょう。

今後やれるとよいと思うこと

- ・精神科病院でやむなく行われている金銭管理を転院後にはどうするか、取り決めなどがあるとよい。
- ・必要に応じて成年後見制度の利用等をすすめ、本人が困ることのないようにする。

2. 亡くなるかもしれない

(1) 支援方針の確認・再調整

○ 安否確認と本人・支援者間の情報共有

- ・ 本人がどうしたいと考えているのか意向の確認を行いましょう。
- ・ 支援会議で支援者間での安否確認方法、今後の対応方法の確認・情報共有を図りましょう。より詳細に流れの確認ができるとよいでしょう。(連絡先および連絡方法、平日と夜間休日の対応方法、その他、家の施錠やサービス利用料等について)

○ 病院と支援者間での情報共有

- ・ 病院では、本人の意向に基づきできるだけの対応をします。その中で、本人が自宅にあるものを取りに行きたくて欲しいと言われた場合等、対応に困るときがあります。在宅時の支援者に病院から相談が入る場合もあります。できる範囲で対応方法を考えましょう。

○ 親族との情報共有

- ・ 支援拒否の親族の場合、支援者は親族へ今の本人の状況をどこまで伝えるか悩むことがあります。伝える内容や伝え方などできる限り本人の意向や親族の意向に沿うようにしましょう。本人の意向の確認ができないとき等は必要に応じて複数機関で判断するようにしましょう。
- ・ 身寄りを頼ることができない方の死後事務として市が対応するときにも、親族の情報が得られると対応がスムーズになります。事前に親族の連絡先を市に知らせてもよいかの確認が行えるとよいでしょう。

前もってやれるとよいと思うこと

- ・ どのような状態になったらどう対応するかを取り決めをしておけるとよい。(例えば、支援者等が訪問した際に亡くなっていたらどうするかなど)
- ・ 本人と同行で自宅に行くことができるとよいが、それが難しい場合も多い。本人同行が難しい場合はどうするかなど対策を考えておけるとよい。

2. 亡くなるかもしれない

(2) 金銭に関すること

○ 必要な費用について

- ・ご自宅であっても病院であっても様々な費用が必要となります。本人の意向に基づき、どのような方法で支払いをするか考えておくことは重要です。通帳からの現金引き出し等は本人のみができる行為です。本人と話し合い、事前にできる方法を考えてみましょう。
- ・支払いに関して事前に本人と一緒に金融機関へ行くなどの方法を考えてみましょう。本人が金融機関へ行くことが困難な場合等、本人の意向に基づき現金引き出しを行う際であっても複数機関で行いましょう。その際は、複数機関がそれぞれ支援経過を記録に残しましょう。
- ・必要と考えられる費用について、事前に整理をしましょう。例えば、サービス利用料や入院費・入院中のレンタルサービス代、葬儀費用、家財等住まいに関することなどがあげられます。
- ・本人の判断能力の低下が疑われるときには成年後見制度の利用等を考えてみましょう。
- ・成年後見人がついていない人は、チーム会議等でもしもの時の対応を考えましょう。本人のさまざまな事情に沿った対応方法を考えておくことが大切です。

前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 事前にお金の整理をしておけるとよい。

今後やれるとよいと思うこと

- ・ 本人には判断能力があるが、金融機関に行くことはできない等の場合の対応策ができるとよい。

3. 死後に向けた準備

(1) 関係機関への連絡

○ 平日の対応

- ・血圧の低下、意識の混濁、尿量減少等看取りが必要な状況に近づいてきたとき、在宅では主な支援者が市役所（生活福祉課やよりそい支援課）に連絡をとり平日・夜間・休日の対応方法を確認しておきましょう。
- ・病院入院中も同様に、医療ソーシャルワーカーが、身寄りを頼ることができない方が亡くなりそうな段階で市役所（生活福祉課やよりそい支援課）に連絡をとり、平日・夜間・休日の対応方法の確認しておけるとよいでしょう。（死亡診断書の受け渡し方法、遺留金額の確認、親族情報と連絡先等）

今後やれるとよいと思うこと

- ・閉庁日に救急搬送された場合は、開庁時にはすでに亡くなってしまうこともあるため開庁時に連絡を取り合うことが難しい場合の対応方法検討。

○ 休日、夜間時の対応

- ・身寄りがない方の場合、市役所の閉庁時は豊田市役所 代表電話 0565-31-1212 へ電話、代表電話から生活福祉課あるいはよりそい支援課の携帯電話に繋がります。ご遺体の引取について市で葬儀会社の調整を行います。

前もってやれるとよいと思うこと

- ・開庁時に連絡があれば夜間休日の対応方法を事前に確認できる。

3. 死後に向けた準備

(2) 金銭に関すること

○ 支払いに関すること

- ・ 入院費等、支払いに関するものは、本人の死後は相続人に請求することになります。
- ・ 相続人がいない場合は相続財産清算人にその費用を請求することになります。
- ・ 市では相続人等と連絡が取れた場合、これまでの関係者が相続人と連絡をとりたい意向があることを伝えることはできます。

前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 事前にお金の整理をしておけるとよい。

4. 死後事務

(1) 親族に関すること

○ 本人及び親族の情報

- ・ 支援拒否の親族の場合、支援者は親族情報を市に知らせてもよいかどうか判断できない場合があります。市へ連絡先を提供してもよいかの確認を事前に行えるとよいでしょう。
- ・ 親族はいるが支援はできないと言われている場合、亡くなったことを連絡をする必要があるのかについても事前に本人や関係者間で確認ができるとよいでしょう。

○ 親族調査

- ・ 市では、墓地、埋葬等に関する法律に基づき戸籍調査を行います。相続人等と連絡が取れた場合、これまでの関係者（病院や大家など）が相続人と連絡をとりたい意向があることを伝えることはできます。

◎ 備考

- ・ 市は墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死亡届の届出人になりうる親族に届出人になれるか（その他、埋葬、火葬を行う意向の有無）を確認し、埋葬、火葬を行います。

4. 死後事務

(2) 死亡届提出、火葬埋葬

○ 死亡診断書（死後処置）費

- ・死亡診断書はご遺体の引き取りとともに受け渡す場合が多いです。夜間・休日に慌てないよう書類の引き渡しの流れを把握しておきましょう。
- ・身寄りのない人の場合、死亡診断書（死後処置）費は一時的に市が負担します。その後、費用負担できる親族を探します。

○ 手続き

- ・親族調査を行った上で届出人になる人がいないのであれば家屋管理人（病院・施設もしくは大家・賃貸管理業者）となることもあります。
- ・施設で亡くなり、家屋管理人が施設長となる場合、現在は施設住所では市民課では受理されない可能性があります（個人住所を求められる）。

◎ 参考になるツール

- ・「遺留金等に関する実態調査」の結果に基づく勧告（概要）

○ 火葬

- ・遺体の引き取り手がいない場合は市役所で対応します。

○ 遺骨・納骨

- ・市では身寄りのない方のご遺骨を一時的に供養碑での保管、その後、最終供養場での合祀となります。
- ・最終供養場へ移動した後は、親族が希望されてもご遺骨をお渡しすることができなくなります。

4. 死後事務

(3) 住居に関すること

○ 家財、その後の家賃について

- ・ 自宅の荷物等に関して相続人にその対応が求められます。家賃の請求等は相続人に行うこととなります。契約解除等は相続人に求められます
- ・ 市としては墓地、埋葬等に関する法律に基づいて対応をしているため、自宅の家財等を整理することはできません。
- ・ 市が相続人等と連絡が取れた場合、家財や家賃のことなど大家・賃貸管理業者へ連絡してほしいとの伝言することはできます。

○ (空き家) 近隣からの問合せ

- ・ 市ホームページにおいて空き家でお困りの方へ向けて、よくある質問、空き家に関する協定団体を掲載しています。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/teiju/1051966.html>



豊田市成年後見・法福連携推進協議会
身寄りのない方への支援のあり方検討部会

愛知県弁護士会	熊田 均 ◎
愛知県弁護士会	杉本 みさ紀
愛知県司法書士会	川上 明子
愛知県社会福祉士会	近藤 孝
豊田加茂医師会	那須 正和
愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	杉村 龍也
豊田市基幹包括支援センター	杉浦 良馬
豊田市地域自立支援協議会	阪田 征彦
公益財団法人豊田地域医療センター	山内 聖
医療法人豊和会 南豊田病院	成瀬 智
社会福祉法人旭会	三井 克哉
豊田福寿園	長嶋 めぐみ

※ 敬称略。◎は部会長。

作業ワーキング参加機関一覧

成年後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士）
豊田加茂医師会事務局
医療相談員（豊田厚生病院・トヨタ記念病院・豊田地域医療センター・足助病院）
豊田市地域自立支援協議会
特別養護老人ホーム
基幹包括支援センター・地域包括支援センター
豊田市成年後見支援センター
葬儀会社（トキワ葬祭・イズモ葬祭）
豊田市役所（警防救急課・北消防署管理課・高齢者福祉課・生活福祉課・よりそい支援課）

【事務局】豊田市役所よりそい支援課、豊田市成年後見支援センター